

先進医療専門家会議における科学的評価結果(平成18年2月受付分)

中医協 総 - 4  
18.4.19

(先進医療として適当とされた技術)

先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担)	特定療養費※ (保険給付)	受付日	総評	技術の概要	評価の詳細
強度変調放射線治療	限局性固形悪性腫瘍	72万3千円 (一連)	37万3千円 (通院30日間)	平成18年 2月15日	適	別紙1	別紙2

※届出医療機関における典型的な症例に要した費用

(参考)

(保留等とされた技術)

先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担)	特定療養費※ (保険給付)	受付日	総評	その他 (事務的対応等)
慢性創傷・難治性潰瘍に対する自己骨髄細胞を用いた組織再生療法	糖尿病性足病変、閉塞性動脈硬化症、バージャー病、静脈還流不全、膠原病、放射線障害、褥瘡などに伴う難治性の皮膚潰瘍	10万円 (1回)	99万2千円 (入院34日間)	平成18年 2月15日	-	当該技術に係る材料(真皮欠損用グラフト)の使用方法が薬事法上の適応外使用に該当。
伝送心電図による発作性不整脈および狭心症の在宅先進医療	発作性不整脈、狭心症	12万4千円 (4回)	196万9千円 (入院31日間)		-	すでに保険適用されている技術であることを確認。
笹田式屈曲生検鉗子(STAF)を用いた経気管支生検法	胸部異常陰影	1万3千円 (1回)	6万9千円 (入院2日間)		-	すでに保険適用されている技術であることを確認。
難治性自己免疫疾患における抗CD20抗体療法	既存の治療法に難治性の自己免疫疾患(全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、血管炎症候群、自己免疫性血液疾患(特発性血小板減少性紫斑病、自己免疫性溶血性貧血))	36万3千円 (1回)	94万7千円 (入院57日間)		-	当該技術で使用する薬剤(リツキサン)が薬事法上の適応外使用に該当。
骨髄由来幹細胞を用いた歯槽骨再生療法	重度歯槽骨萎縮症	59万3千円 (1回)	39万5千円 (入院18日間・通院1日間)		-	記載不備のため返戻。
顕微鏡統合型手術支援システムによる脳神経外科手術	脳腫瘍、脳腫瘍性病変、脳血管障害(脳動脈瘤、脳動静脈奇形、脳葉出血)、難治性てんかん、脳生検等	4万9千円 (1回)	200万9千円 (入院28日間・通院1日間)		-	高度先進医療「画像支援ナビゲーション手術」と同一技術であるため、高度先進医療として申請するよう説明。

※届出医療機関における典型的な症例に要した費用

## 先進医療として適当とされた技術

### (先進医療名)

強度変調放射線治療

適応症：限局性固形悪性腫瘍

### (医療機関の要件)

#### I 実施責任医師の要件

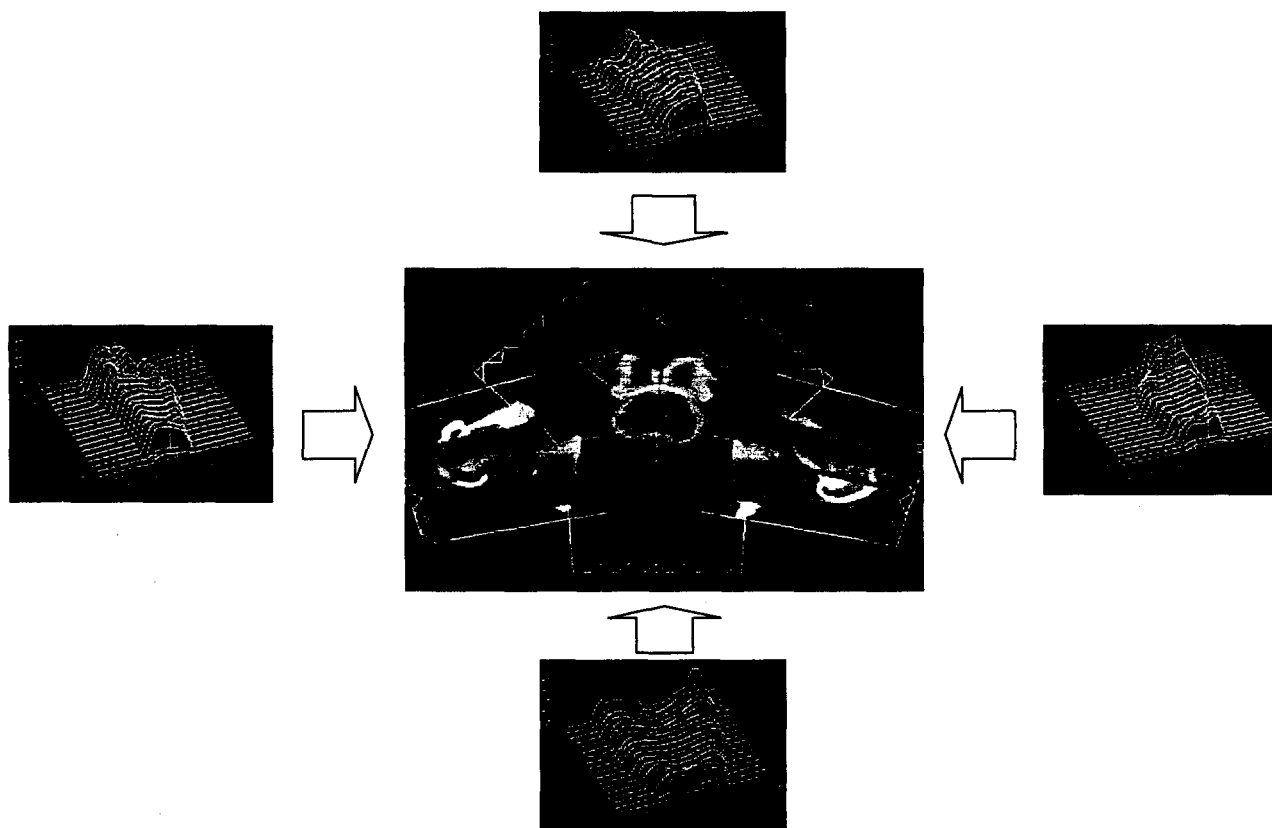
- ・ 診療科：放射線科
- ・ 資格：日本医学放射線学会専門医
- ・ 当該診療科の経験年数：5年以上
- ・ 当該技術の経験年数：1年以上
- ・ 当該技術の経験症例数：10例以上

#### II 医療機関の要件

- ・ 実施診療科の医師数：常勤医師2名以上
- ・ その他医療従事者：放射線治療の経験を5年以上有する常勤の診療放射線技師2名以上
- ・ 診療科：放射線科
- ・ 医療機器の保守管理体制：要
- ・ 倫理委員会による審査体制：要
- ・ 医療安全管理委員会の設置：要
- ・ 医療機関としての当該技術の実施症例数：10例以上
- ・ その他：直線加速器による定位放射線治療の届出を行った保険医療機関であること

先進医療の名称	強度変調放射線治療				
適応症					
限局性固形悪性腫瘍					
内容					
<p>(先進性)</p> <p>専用の放射線治療計画装置により最適化計算を行い、病巣だけに放射線を集中して照射することにより、従来の放射線治療と比較して周囲の正常な組織への照射を少なく抑えることが可能となり、患者の身体的負担を軽減できる。さらに、腫瘍線量を上げることで、腫瘍の制御が可能となる。</p> <p>(概要)</p> <p>放射線治療は、4 門以上の照射、運動照射又は原体照射などで、深部悪性腫瘍に高線量を投与できるようになり、根治性が向上した。しかし、中等度以上の体積の悪性腫瘍や、重要臓器を悪性腫瘍が取り囲み凹型の分布が必要な場合には、線量を増加できないでいた。</p> <p>本治療法では、直線加速器(リニアック装置)による高エネルギー放射線を用い、最適化計算を利用して正常臓器と悪性腫瘍病変が複雑に隣接する場合でも悪性腫瘍のみに高い放射線量を与えることができる。100 門以上の複雑な形状の照射野を複数の方向から照射し、中等度以上の体積の悪性腫瘍や、重要臓器を避けるために凹型の分布が必要な悪性腫瘍に治癒線量の照射を行う。病巣は定位放射線治療に沿って定位され、専用の放射線治療計画装置により最適化計算され 1～2 週間程度の検証作業の後、高速多段絞り内蔵の直線加速器により照射される。</p> <p>(効果)</p> <p>周囲の正常組織への照射を抑え、治療後の副作用が減少する。同時に、腫瘍の局所制御率及び生存率が向上する。</p> <p>(費用の例)</p> <table border="0"> <tr> <td>先進医療に係る費用(自己負担)</td> <td>72 万 3 千円 (一連)</td> </tr> <tr> <td>特定療養費(保険給付分)</td> <td>37 万 3 千円 (通院 30 日間)</td> </tr> </table>		先進医療に係る費用(自己負担)	72 万 3 千円 (一連)	特定療養費(保険給付分)	37 万 3 千円 (通院 30 日間)
先進医療に係る費用(自己負担)	72 万 3 千円 (一連)				
特定療養費(保険給付分)	37 万 3 千円 (通院 30 日間)				

### 強度変調放射線治療



放射線の強度を変調して  
病巣に放射線を集中できる照射方法を計画



治療装置を回転しながら照射

## 先進技術としての適格性

先進医療 の名称	強度変調放射線治療
適応症	<input type="checkbox"/> A. 妥当である。 <input type="checkbox"/> B. 妥当でない。
有効性	<input type="checkbox"/> A. 従来技術を用いるよりも大幅に有効。 <input type="checkbox"/> B. 従来技術を用いるよりもやや有効。 <input type="checkbox"/> C. 従来技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安全性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) <input checked="" type="checkbox"/> B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) <input type="checkbox"/> C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技術的 成熟度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 <input checked="" type="checkbox"/> B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 <input type="checkbox"/> C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
社会的妥当性 (社会的倫理的 問題等)	<input checked="" type="checkbox"/> A. 倫理的問題等はない。 <input type="checkbox"/> B. 倫理的問題等がある。
現時点での 普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 <input type="checkbox"/> B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 <input checked="" type="checkbox"/> C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効率性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 <input checked="" type="checkbox"/> B. やや効率的。 <input type="checkbox"/> C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収 載の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 <input type="checkbox"/> B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総 評	総合判定: <input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否 コメント: 当該技術を実施する施設においては、治療効果を評価できる体制が不可欠である。

## 当該技術の医療機関の要件

先進医療名：強度変調放射線治療	
適応症：限局性固形悪性腫瘍	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	<input checked="" type="checkbox"/> (放射線科) ・ 不要
資格	<input checked="" type="checkbox"/> (日本医学放射線学会専門医) ・ 不要
当該診療科の経験年数	不要 ・ 1年 ・ 3年 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 5年 ・ 10年以上
当該技術の経験年数	不要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 1年 ・ 3年 ・ 5年 ・ 10年以上
当該技術の経験症例数	不要 ・ 1例、3例、5例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 10例 ・ 20例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 不要 具体的内容：常勤医師2名以上
他診療科の医師数	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 具体的内容：
看護配置	要( 対1看護以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	<input checked="" type="checkbox"/> (放射線治療の経験を5年以上有する常勤の診療放射線技師2名以上) ・ 不要
病床数	要( 床以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
診療科	<input checked="" type="checkbox"/> (放射線科) ・ 不要
当直体制	要( 科) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
緊急手術の実施体制	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 連携の具体的内容：
院内検査(24時間実施体制)	要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要
医療機器の保守管理体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 不要
倫理委員会による審査体制	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 不要
医療安全管理委員会の設置	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	<input checked="" type="checkbox"/> (10症例以上) ・ 不要
その他	直線加速器による定位放射線治療の届出を行った保険医療機関であること
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要( 例まで又は6か月間は、 月毎の報告) ・ <input checked="" type="checkbox"/> (年1回の実績報告)
その他	

## DPC対象病院に係る作業の進捗状況について

### 1. 中医協答申後の経緯

- ・ 調査協力病院 228 病院を対象とした説明会を 2 月 24 日に開催
- ・ DPC 対象病院となる希望の有無及び基準の適合状況について、書類の提出（3 月 3 日 期限）を求め確認
- ・ 基準を満たした病院に対し、開始希望月を調査

#### （参考）DPC 対象病院となる病院の基準

（平成 18 年 1 月 11 日の診療報酬基本問題小委員会において了承）

- DPC 対象病院となる希望のある病院であって、下記の基準を満たす病院とする。
  - ・ 看護配置基準 2 : 1 以上であること
    - \* 現在、2 : 1 を満たしていない病院については、平成 20 年度までに満たすべく計画を策定すること
  - ・ 診療録管理体制加算を算定している、又は、同等の診療録管理体制を有すること
  - ・ 標準レセ電算マスターに対応したデータの提出を含め「7 月から 10 月までの退院患者に係る調査」に適切に参加できること
- 上記に加え、下記の基準を満たすことが望ましい。
  - ・ 特定集中治療室管理料を算定していること
  - ・ 救命救急入院料を算定していること
  - ・ 病理診断料を算定していること
  - ・ 麻酔管理料を算定していること
  - ・ 画像診断管理加算を算定していること

### 2. DPC 対象病院となる希望がある病院数等

- 希望病院数 : 216 病院
  - ・ 4 月開始希望 : 51 病院
  - ・ 5 月開始希望 : 24 病院
  - ・ 6 月開始希望 : 64 病院
  - ・ 7 月開始希望 : 77 病院

※ 開始時期については、今後若干の変動があり得る
- 不参加病院数 : 12 病院  
（うち 2 病院は、今年度以降の調査についても不参加の意向）

### 3、今後の予定

- ・ 新規のDPC対象病院については、4月1日以降、7月1日までの間に、順次適用予定。



4月1日から新たにDPC対象病院となる病院の調整係数

病 院 名	調整係数	病 院 名	調整係数
北海道勤労者医療協会 中央病院	1.0830	医療法人 美杉会 佐藤病院	0.9937
医療法人 北農会 恵み野病院	1.0733	財団法人 田附興風会 医学研究所 北野病院	1.0371
医療法人 孝仁会 釧路脳神経外科病院	1.1486	医療法人財団 阪南医療福祉センター 阪南中央病院	0.9961
盛岡赤十字病院	1.0987	恩賜財団社会福祉法人 大阪府済生会 富田林病院	1.0138
財団法人 宮城厚生協会 坂総合病院	1.0477	大阪厚生年金病院	1.0354
みやぎ県南中核病院	1.0004	大阪府立成人病センター	0.9857
財団法人 脳血管研究所 美原記念病院	1.0755	箕面市立病院	1.0517
埼玉社会保険病院	1.0194	医療法人 社団 甲友会 西宮協立脳神経外科病院	1.0165
医療法人 社団 愛友会 上尾中央総合病院	0.9676	島根県立中央病院	1.0154
医療法人 社幸会 行田総合病院	1.0639	広島県立広島病院	0.9769
医療法人財団 岩井医療財団 岩井整形外科内科病院	1.1167	独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター	0.9644
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	1.0555	徳島赤十字病院	1.0252
特別医療法人財団 董仙会 恵寿総合病院	0.9487	独立行政法人 労働者健康福祉機構 愛媛労災病院	0.9589
福井県済生会病院	1.0278	医療法人 近森会 近森病院	0.9880
特定医療法人 慈泉会 相澤病院	0.9829	医療法人 大成会 福岡記念病院	0.9614
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	0.9457	九州厚生年金病院	0.9942
医療法人 蘇西厚生会 松波総合病院	1.1567	医療法人財団 池友会 新行橋病院	0.9806
トヨタ記念病院	0.9874	大村市立病院	0.8834
大津赤十字病院	0.9914	独立行政法人 国立病院機構 熊本医療センター	0.9660
医療法人財団 康生会 武田病院	1.1452	医療法人 敬和会 大分岡病院	1.0310
特別・特定医療法人 生長会 ベルランド総合病院	0.9792	国家公務員共済組合連合会 新別府病院	1.0584
医療法人 ベガス 馬場記念病院	1.0330	社団法人 鹿児島共済会 南風病院	1.1166
特別・特定医療法人 生長会 府中病院	1.0269	医療法人 聖医会 サザン・リージョン病院	0.8019
特別・特定医療法人 愛仁会 高槻病院	0.9509	医療法人 友愛会 豊見城中央病院	0.9514
特別・特定医療法人 愛仁会 千船病院	1.0036	医療法人 かりゆし会 ハートライフ病院	1.0023
財団法人大阪府警察協会 大阪警察病院	1.0186		

5月以降順次実施する病院の調整係数

病 院 名	調整係数	病 院 名	調整係数
株式会社日立製作所 水戸総合病院	1.0349	鈴鹿回生病院	0.9772
足利赤十字病院	1.0154	特定医療法人 同仁会 耳原総合病院	1.0451
前橋赤十字病院	1.0548	特定医療法人きつこう会 総合病院 多根病院	0.9892
富士重工業健康保険組合 総合太田病院	1.0207	財団法人 住友病院	1.0035
日本赤十字社医療センター	1.0743	大阪府済生会 吹田病院	0.9740
秦野赤十字病院	0.9633	徳島県立中央病院	0.9831
横浜市立みなと赤十字病院	1.0374	医療法人 原三信病院	1.0427
社会保険高岡病院	0.9658	福岡市民病院	0.9365
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	1.0629	済生会福岡総合病院	1.0376
藤枝市立総合病院	0.9899	医療法人社団 新日鐵八幡記念病院	0.9622
医療法人 借行会 名古屋共立病院	1.0666	独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	0.9543
大同病院	1.0167	済生会熊本病院	1.0496
医療法人 医仁会 中村記念病院	1.1282	独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター	0.9365
旭川赤十字病院	1.0789	新潟労災病院	1.0203
総合病院北見赤十字病院	1.0144	長野赤十字病院	0.9588
岩手県立中央病院	0.9712	諏訪赤十字病院	0.9793
医療法人 青嵐会 本荘第一病院	0.9741	豊橋市民病院	0.9643
社会福祉法人 恩賜財団済生会 山形済生病院	0.9898	医療法人 豊田会 刈谷総合病院	1.0163
総合病院 取手協同病院	1.0568	四日市社会保険病院	0.9755
財団法人 筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	0.9600	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	1.0005
済生会 宇都宮病院	1.0155	滋賀県立成人病センター	1.0063
伊勢崎市民病院	1.0054	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院	1.0068
富岡地域医療事務組合 公立富岡総合病院	0.9835	京都第二赤十字病院	1.0790
館林厚生病院	0.9781	淀川キリスト教病院	1.0172
社会福祉法人 恩賜財団埼玉県済生会川口総合病院	1.0817	医療法人 宝生会 PL病院	0.9126
獨協医科大学越谷病院	1.0302	特定医療法人 徳洲会 八尾徳洲会総合病院	0.9942
医療法人 財団 石心会 狭山病院	1.0345	医療法人 医真会 医真会八尾総合病院	1.0214
JFE健康保険組合川鉄千葉病院	0.9258	市立池田病院	0.9924
千葉社会保険病院	0.9113	姫路赤十字病院	0.9867
独立行政法人 労働者健康福祉機構 千葉労災病院	1.0205	神戸アドベント病院	0.9622
順天堂大学浦安病院	1.1229	社会保険神戸中央病院	1.0082
医療法人社団 圭春会 小張総合病院	1.0234	特定医療法人 鴻仁会 岡山中央病院	0.9760
医療法人社団 木下会 千葉西総合病院	1.0502	岡山済生会総合病院	0.9794
財団法人 東京都医療保健協会 練馬総合病院	1.0202	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	0.9670
社会福祉法人 仁生社 江戸川病院	1.1971	医療法人 財団 大樹会 総合病院 回生病院	0.9746
青梅市立総合病院	0.9860	高知赤十字病院	0.9639
武蔵野赤十字病院	1.0014	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	1.0153
特定医療法人 財団 大和会 東大和病院	0.9722	公立学校共済組合 九州中央病院	1.0106
国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	0.9773	公立八女総合病院	1.0282
JA神奈川県厚生連 相模原協同病院	1.0102	医療法人 天神会 新古賀病院	1.0140
医療法人社団 ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	1.0034	医療法人 白十字会 佐世保中央病院	0.9383
医療法人 財団 石心会 川崎幸病院	1.0696	佐世保市立総合病院	0.9531
独立行政法人 労働者健康福祉機構 関東労災病院	0.9768	川内市医師会立市民病院	0.9639
帝京大学医学部附属溝口病院	1.0027	特定医療法人 仁愛会 浦添総合病院	1.0224
市立旭川病院	1.0745	独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター	0.9820
岩手医科大学附属循環器医療センター	1.0082	京都第一赤十字病院	0.9941
独立行政法人 労働者健康福祉機構 東北労災病院	0.9751	社会保険京都病院	0.9562
仙台市立病院	0.9597	独立行政法人 国立病院機構 京都医療センター	0.9647
財団法人 脳神経疾患研究所 附属 総合南東北病院	1.0432	財団法人 日本生命済生会 附属 日生病院	0.9815
公立藤田総合病院	0.9298	大阪府済生会 中津病院	0.9899
自治医科大学附属大宮医療センター	1.0842	市立堺病院	1.0029
日本医科大学付属千葉北総病院	1.0556	独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター	0.9922
財団法人 聖路加国際病院	1.1097	医療法人社団 清和会 笹生病院	0.9982
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	0.9915	社団法人 明石市医師会 立 明石医療センター	0.9986
東京都立豊島病院	0.9355	独立行政法人 労働者健康福祉機構 関西労災病院	0.9840

5月以降順次実施する病院の調整係数

病 院 名	調整係数	病 院 名	調整係数
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	1.0443	医療法人財団 姫路聖マリア病院	0.8876
公立昭和病院	1.0529	兵庫県立姫路循環器病センター	1.0111
公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	1.0331	赤穂市民病院	1.0148
医療法人五星会 菊名記念病院	1.0866	神戸赤十字病院	1.0911
国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	1.0469	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	0.9753
国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	1.0141	奈良社会保険病院	1.0418
医療法人社団 愛心会 湘南鎌倉総合病院	1.0433	社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	1.0119
社会保険相模野病院	0.9405	橋本市民病院	0.9635
昭和大学藤が丘病院	1.0655	総合病院岡山赤十字病院	0.9653
昭和大学横浜市北部病院	1.0148	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	1.0622
JA神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	1.0521	独立行政法人 国立病院機構 岩国医療センター	0.9882
済生会新潟第二病院	1.0470	高松赤十字病院	0.9561
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	0.9898	労働者健康福祉機構 香川労災病院	0.9762
独立行政法人国立病院機構甲府病院	1.0102	医療法人 社団高邦会 高木病院	0.9441
長野市民病院	0.9610	医療法人祐愛会 織田病院	0.8958
独立行政法人国立病院機構長野病院	0.9928	佐賀県立病院好生館	0.9561
総合病院 高山赤十字病院	0.9876	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	0.9721
三島社会保険病院	0.9636	労働者健康福祉機構 長崎労災病院	0.9504
静岡赤十字病院	1.0339	長崎市立市民病院	0.9698
県西部浜松医療センター	0.9825	日本赤十字社長崎原爆病院	1.0023
総合病院 聖隷三方原病院	1.0174	熊本赤十字病院	0.9598
名古屋第一赤十字病院	1.0047	熊本市立熊本市民病院	0.9697
国家公務員共済組合連合会 名城病院	0.9986	国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院	1.0252
みなと医療生活協同組合 協立総合病院	0.9263	国保水俣市立総合医療センター	0.9528
独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	0.9997	健康保険南海病院	1.0083
医療法人大雄会 総合大雄会病院	1.1148	財団法人 慈愛会 今村病院分院	1.0161
独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	0.9593	財団法人 慈愛会 今村病院	0.9382
市立伊勢総合病院	0.9747		

平成18年度診療報酬改定の施行に当たって講じた経過措置について

1. 医療法標準による医師等の員数の基準を満たせない場合の経過措置

<今回の改定内容>

- 平成17年度まで、医療法上の医師、看護師等の人員配置標準を基準として標準数を一定の比率以上欠く場合に、入院基本料の減額を行っていた。
- 今回の改定においては、看護要員の要件を除くことにより、医療法上の人員配置標準を基準として標準数を一定の比率以上欠く場合の分類を簡素化するとともに、医師・歯科医師に関する比率を見直した。

[従来]

		医師若しくは歯科医師			
		80/100 超	80/100 以下	60/100 以下	50/100 以下
看護 要員	80/100 超	減額なし	減額なし	12/100 減額	15/100 減額
	80/100 以下	減額なし	12/100 減額	18/100 減額	21/100 減額
	60/100 以下	12/100 減額	18/100 減額	24/100 減額	27/100 減額
	50/100 以下	15/100 減額	21/100 減額	27/100 減額	30/100 減額

[改定後]

医師若しくは歯科医師	
70/100 以下	50/100 以下
90/100 相当 の点数	85/100 相当 の点数

<主な要望>

- 医師の確保がただちに困難な地域にあっては、職員確保のための具体的な計画を立案し、それに基づいた取り組みを行うことにより、算定を認める措置が必要。

<該当施設等の状況>

- 医療法上の人員配置標準数に対する医師の充足状況（平成16年度、医政局調べ）

	全国 8,660 病院における医師の充足状況					
	100%超	80%以上 100%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満
病院数	7,233	980	246	130	37	34

- 医師の員数の基準を満たさない施設は、201件程度の見込み。

<講じた経過措置>

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について、平成18年3月23日、保医発0323003号、医療課長通知

(2) 医師又は歯科医師の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、医師又は歯科医師の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例（「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」（平成16年厚生労働省告示第52号）の第2及び第2の2）によることができる。

## 2. 入院基本料施設基準のうち、看護師比率40%を満たせない場合の経過措置

### <今回の改定内容>

- 平成17年度まで、入院基本料の届出に必要な看護師比率40%を満たしていない場合であっても、当該比率が20%以上であれば、当分の間に限り、所定額を減額のうち入院基本料を算定できる取扱いとしてきた。
- 今回の改定においては、急性期入院医療における看護配置基準の見直しの中で、届出に必要な看護師比率を満たしていない場合の減算措置を廃止した。

### <主な要望>

- 看護師比率40%をただちに満たせない医療機関があり、施設基準を満たすためには経過措置が必要。

### <該当施設等の状況>

○看護師比率40%を満たせず減算となっていた施設数（平成17年度）

入院基本料 届出区分	一般病棟		結核病棟			精神病棟			障害者 施設等
	I群3 [3:1]	II群3 [3:1]	3 [3:1]	4 [3.5:1]	5 [4:1]	3 [3:1]	4 [3.5:1]	5 [4:1]	
届出施設数	573	1,213	136	3	12	841	177	214	86
うち看護師比率40% ~20%の施設数(%)	47 (8.2)	63 (5.2)	1 (0.7)	1 (33.3)	5 (41.7)	12 (1.4)	23 (13.0)	81 (37.9)	2 (2.3)

[ ]内は旧基準による看護職員配置基準

### <講じた経過措置>

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について、平成18年3月23日、保医発0323001号医療課長通知

一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は障害者施設等入院基本料のそれぞれの施設基準のうち「当該病棟において、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師であること」については、看護師の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看護師の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間は、「当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること」と取扱い、それぞれ849点、698点、643点又は884点を算定するものとする。

(参考)	一般病棟入院基本料	939点	減算90点	減算後の算定点数	849点
	結核病棟(20対1)入院基本料	713点	減算15点	減算後の算定点数	698点
	精神病棟(20対1)入院基本料	658点	減算15点	減算後の算定点数	643点
	障害者施設等入院基本料	974点	減算90点	減点後の算定点数	884点

### 3. 有床診療所入院基本料2の施設基準のうち、看護職員の数1人以上を満たせない場合の経過措置

#### <今回の改定内容>

- 平成17年度まで、有床診療所入院基本料届出における看護職員配置の義務づけはなかった。
- 今回の改定では、短期間の入院施設としての役割及び在宅療養を補完する入院医療の提供等を推進する観点から、有床診療所の入院基本料については看護職員配置による区分を簡素化するとともに、最低1人以上の配置を義務づけた。

#### <主な要望>

- 看護職員の確保がただちに困難な地域にあつては、職員確保のための具体的な計画を立案し、それに基づいた取り組みを行うことにより、算定を認める措置が必要。

#### <該当施設等の状況>

- 看護職員が1人以上も配置されていない有床診療所(平成17年度医療課調べ)

	施設数	病床数	患者数
	10,064	119,615	59,134
うち看護職員の配置が1人未満の施設数	344	2,600	119

- ※ 看護職員を配置していない有床診療所の多い自治体と該当診療所数(東京都42、京都府35、愛知県26、山口県20、和歌山県18、岡山県16、徳島県14、新潟県14、長崎県11、広島県10)

#### <講じた経過措置>

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について、平成18年3月23日、保医発0323001号医療課長通知

有床診療所入院基本料2の施設基準のうち「当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数1人以上5未満であること」については、平成18年3月31日現在において有床診療所入院基本料Ⅱ群4を算定している有床診療所に限り、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関(2)に該当するものを除く。)であつて、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成18年6月30日までの間は適用しない。
- (2) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であつて、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の別表第三の各号に規定する地域に所在し、かつ、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成19年3月31日までの間は適用しない。